

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康管理システム(健康増進法等に基づく事務)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

六ヶ所村は、健康増進法等に基づく事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

青森県六ヶ所村

公表日

令和6年9月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法等に基づく事務
②事務の概要	<p>・健康増進法等の規定に基づき、健康増進事業である特定健康診査非対象者等に対する健康診査、各種がん検診(胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診)、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の実施に関する事務を行う。</p> <p>①住民情報により対象者を抽出、または各種健康診査の申込みにより受診票等を作成し、交付する。</p> <p>②システムに検診受診結果を登録し、結果情報の管理を行う。</p> <p>・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、第19条第8号の主務省令で定める事務及び情報提供を定める命令の取り扱いに基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム(健康カルテ)、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>検診結果情報ファイル</p> <p>特定健康診査非対象者等に対する健康診査、各種がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん)及び肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の9種あり</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法</p> <p>・第9条第1項、別表項番 111</p> <p>2. 番号法 第19条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>・第2条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法 第19条8号</p> <p>2. 番号法第19条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条</p> <p>【情報照会事務】 番号法第19条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条の表 第一欄が「市町村長」の項目のうち、第二欄に「健康増進法」が含まれる項 項番号139</p> <p>【情報提供事務】 番号法第19条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条の表 第三欄が「市町村長」の項目のうち、第四欄が「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項 項番号139</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	六ヶ所村 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附475番地 電話0175-72-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月30日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年7月31日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月31日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月31日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室	事後	
令和6年7月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和6年7月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和6年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。	・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、第19条第8号の主務省令で定める事務及び情報提供を定める命令の取り扱いに基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。	事後	
令和6年7月1日	3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 76の項	1. 番号法 ・第9条第1項、別表項番 111 2. 番号法 第19条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第2条	事後	
令和6年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 別表第二における情報提供の根拠 102の2の項	1. 番号法 第19条第8号 2. 番号法第19条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条 【情報照会事務】 番号法第19条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条の表 第一欄が「市町村長」の項目のうち、第二欄に「健康増進法」が含まれる項 項番号139 【情報提供事務】 番号法第19条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条の表 第三欄が「市町村長」の項目のうち、第四欄が「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項 項番号139	事後	